

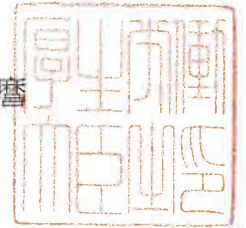
厚生労働省発基安 0905 第 2 号

令和 7 年 9 月 5 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律による改正後の労働安全衛生法において、厚生労働省令で定める資格を有する労働者等が実施することとされていた特定自主検査について、厚生労働省令で定める資格を有する事業者（事業者が法人である場合には、その代表者や役員）が実施することも可能とされたことに伴い、特定自主検査に係る規定中「労働者」とあるのを「もの」と改めること。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和八年一月一日から施行すること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。